

東京司法書士会

無料法律相談

あなたの人生のいろいろな場面で
司法書士が力になります



東京司法書士会

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3 TEL 03-3353-9191

<http://www.tokyokai.or.jp>

東京司法書士会総合相談センター

◎面談による法律相談

東京司法書士会総合相談センター(四谷)

(お問い合わせは平日午前9時～正午、午後1時～午後5時)

お問い合わせは **03-3353-9205**(予約制)

毎週月曜日 午後4時～7時 毎週木曜日 午後5時～8時
火曜日 午後5時～8時 金曜日 午後4時～7時
水曜日 午後4時～7時 土曜日 午後1時～4時

不動産登記相談・会社法務相談・成年後見相談・多重債務相談
訴訟に関する相談・当番司法書士相談



〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3

●JR中央線四ツ谷駅 四谷口 徒歩4分 ●東京メトロ丸ノ内線 四ツ谷駅 出口2番 徒歩4分 ●東京メトロ南北線 四ツ谷駅 出口2番 徒歩4分

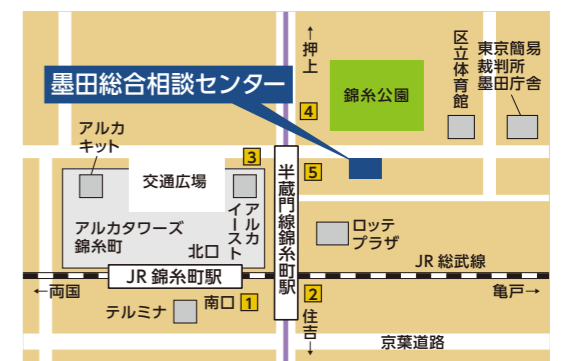
墨田総合相談センター(錦糸町)

(お問い合わせは平日午前9時～正午、午後1時～午後5時)

お問い合わせは **03-3353-9205**(予約制)

毎週月・火・水曜日 午後1時～4時

訴訟に関する相談・その他の法律相談



〒130-0013 東京都墨田区錦糸4-14-4 KOKUBOビル1F

●JR総武線錦糸町駅 北口 徒歩2分 ●東京メトロ半蔵門線 錦糸町駅 出口5番 徒歩1分

三多摩総合相談センター(立川)

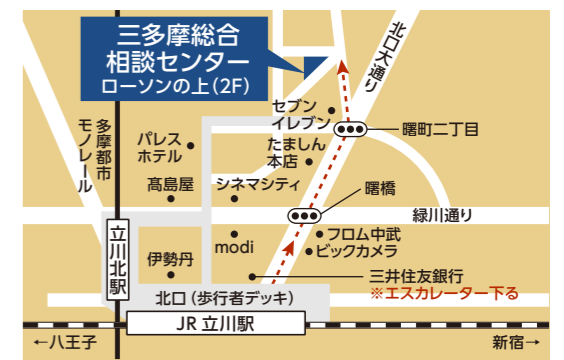
(お問い合わせは平日午前9時～正午、午後1時～午後5時)

お問い合わせは **042-548-3933**(予約制)

毎週水曜日・木曜日 午後5時～8時

毎月第1・第3土曜日 午後1時～4時(多重債務相談除く)

不動産登記相談・会社法務相談・成年後見相談・多重債務相談・訴訟に関する相談



〒190-0012 東京都立川市曙町2-34-13 オリピック第3ビル202-A

●JR中央線立川駅 北口 徒歩6分(北口大通り経由) ●多摩都市モノレール立川北駅 徒歩5分

相談内容

不動産登記相談

土地建物の売買・相続・贈与による移転、抵当権・賃借権の設定・抹消など

会社法務相談

商業登記、事業承継・企業再編など

成年後見相談

高齢者・障害者の支援、相続、遺言など

多重債務相談

借金返済についての悩み、自己破産、ヤミ金融被害など

訴訟に関する相談

敷金返還、悪質商法への対処、借地借家問題、少額訴訟、家事事件など

当番司法書士相談

クレジット・サラ金業者から訴えられた方のための相談

◎司法書士ホットライン(無料電話相談専用ダイヤル)

月・火・水・木・金曜日 午前10時～午後4時

03-3353-2700

月・火・金曜日 午後5時～8時

042-540-0663

東京司法書士会では、総合相談センター以外にも、都内各所で常設の無料法律相談会を開催しています。
お近くの会場・開催日時は、TEL **03-3353-9205**にてお問い合わせください。



www.shihoshoshi-soudancenter.jp/

こんなときは 司法書士

「家を買うとき」

マイホームを建てたりマンションを売り買いたるときなどに、必要な登記手続きです。登記とは、あなたの権利関係を公示して第三者にも認めさせる重要な制度です。司法書士は、日本の近代化により登記制度ができて以来、一貫して登記手続を担ってきたエキスパートです。蓄積された実績と豊富な経験にもとづいてあなたの権利を守ります。



「会社をつくるとき」

まず、設立の登記をします。そのあとも商号・目的・本店所在地などを変更したときには登記をしなければなりません。その内容が適切であるように事前の調査も必要です。司法書士は、登記の専門家として最新の知識と経験により、事業継承・企業再編などの法務に関する相談に応じています。不動産も、会社も、登記のことは、まず司法書士にお尋ねください。



「相続があったとき」

人が亡くなると、実にさまざまな法的手続が

必要になります。私たちは、そうした手続のアドバイスや書類の作成、登記申請手続の代理などを行っています。相続手続についてのアドバイスを受けたい、遺産の名義変更手続をしたい、などといった場合は、司法書士にお任せください。

「高齢等で判断能力が心配なとき」

成年後見制度を活用しましょう。成年後見制度は、高齢者に限らず、知的障害者、精神障害者等本人の判断能力が衰えてきたときに本人を守るための制度です。



「法定後見」と「任意後見」の違いがありますが、後見人は本人の財産管理と身上監護を行います。最後まで、自分らしく生きるためのお手伝いをします。

「借金返済で困ったとき」

クレジット・カードを使って、あるいは消費者金融(サラ金)からの借り入れなどで多額の借金をつくってしまったり払いきれなくなった場合など、多重債務に関する悩み事にも司法書士が

相談にのります。

無理な返済は雪だるま式に借金をふくらませてしまいます。

任意整理・特定調停・自己破産・個人民事再生手続などの法的な債務整理方法の中から自分に一番合ったものを選んで一日も早く解決しましょう。

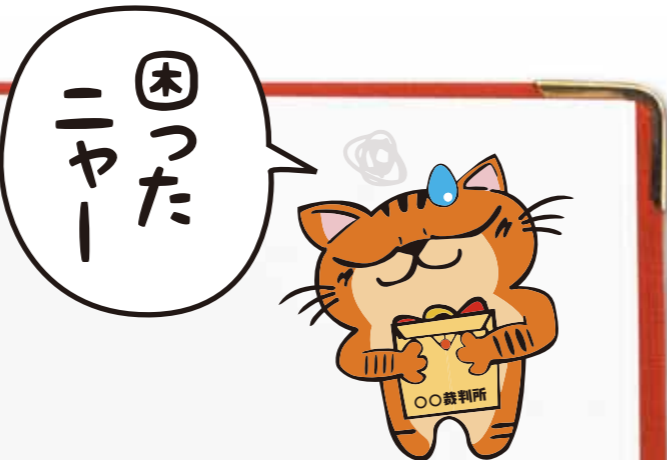
「裁判所を利用するとき」

代金や給与など未払金の請求、友人に貸した金を返してほしい、悪質商法への対処、敷金などアパートや借地に関するトラブル…あなたの身近な問題の解決で裁判所を利用したいときにも、私たちに相談ください。

もちろん、あなたが訴えられたときのご相談にも応じます。司法書士は、あなたの権利を守るためあなたとともに歩みます。

とくに、法務大臣の認定を受けた司法書士は、140万円までの民事トラブルについては弁護士と同じようにあなたの代理人として裁判所の内外で働くことができます。

簡易裁判所での簡易な裁判手続である少額訴訟は金銭にして60万円以下のトラブルの解決のためによく利用されていますが、ここでも司法書士は代理人となったりアドバイスを行ったりして裁判に不慣れな人たちのお手伝いをしています。少額訴訟で勝訴したときの債権執行についても代理することができます。



裁判所から届いた封筒は 当番司法書士へ!

東京司法書士会の「当番司法書士」がクレジット・サラ金業者から訴えられたあなたをサポートします。まずはご相談ください。

Q 私は、忙しくていけないし、裁判なんて分からないので放っておいてもいいのですか?

A 放っておいてはいけません。欠席裁判といって、相手の言い分が真実と違っていても、裁判ではそれがそのまま認められてしまい、給与等の差押えがなされる場合があるからです。

Q 明日が裁判なのですが、予約していません。

A 相談時間を確認のうえ司法書士会館1階の総合相談センターまでお越しください。可能な限り対応します。電話で予約していただくとお待ちしております。

Q 持っていくものはありますか?

A 訴状、支払督促等裁判所から送られてきた書類を必ずお持ちください。

相談時間

毎週月曜日 午後4時~7時
火曜日 午後5時~8時
水曜日 午後4時~7時
木曜日 午後5時~8時
金曜日 午後4時~7時
土曜日 午後1時~4時
(ただし、祝祭日を除く)

相談場所

司法書士会館1階 総合相談センター
〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3
相談予約ダイヤル
03-3353-9205

受付時間

月曜から金曜の午前9時から正午と、午後1時から5時まで受け付けております。できるだけ、電話予約してください。